

新旧対照表

○博物館の登録に関する規則

改正後	改正前
<p>博物館の登録等に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）及び博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号。以下「省令」という。）に基づき、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(登録申請書)</p> <p>第二条 法第十二条第一項に規定する登録申請書は、別記第一号様式とする。</p> <p>(博物館の体制に関する基準)</p> <p>第三条 法第十三条第一項第三号に規定する都道府県の教育委員会の定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第四号及び第五条第一号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。</p> <p>二 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。</p> <p>三 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。</p> <p>四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。</p> <p>五 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に規定する学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。</p> <p>六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。</p>	<p>博物館の登録に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）<u>第十六条の規定</u>に基づき、博物館の登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

七 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(博物館の職員に関する基準)

第四条 法第十三条第一項第四号に規定する都道府県の教育委員会の定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 前条第一号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

二 学芸員が置かれていること。

三 前条第一号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(博物館の施設及び設備に関する基準)

第五条 法第十三条第一項第五号に規定する都道府県の教育委員会の定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。

三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(博物館登録原簿)

第六条 法第十四条第一項に規定する博物館登録原簿は、別記第二号様式とする。

(削る。)

(削る。)

(博物館登録原簿)

第二条 法第十条の規定により、千葉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に備える博物館登録原簿は、別記第一号様式のとおりとする。

(登録申請)

第三条 法第十一条第一項に規定する博物館の登録申請は、別記第二号様式によるものとする。

2 法第十一条第二項に規定する博物館資料の目録は、別記第三号様式のとおりとする。

3 登録申請書には、法第十一条第二項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 学芸員補をおくときは、その種別ごとの氏名を記載した書面

二 館長、学芸員及び学芸員補の主な履歴を記載した書面

(削る。)

(削る。)

(公表)

第七条 法第十四条第二項、第十五条第二項、第十九条第三項、第二十条第二項及び第三十一条第三項の規定による公表は、インターネットの利用及び千葉県報への登載により行うものとする。

(変更の届出)

第八条 法第十五条第一項の規定による登録事項の変更の届出は、別記第三号様式によるものとする。

(廃止の届出)

第九条 法第二十条第一項の規定による博物館の廃止の届出は、別記第四号様式によるものとする。

(指定の基準)

第十条 第三条から第五条までの規定は、省令第二十四条第一項第二号から第四号までに規定する都道府県の教育委員会の定める基準について準用する。この場合において、これらの規定中「博物館資料」とあるのは「資料」と、第三条第一号中「博物館を」とあるのは「法第三十一条第二項に規定する指定施設(次条及び第五条において「指定施設」という。)を」と、第四条第一号中「博物館」とあるのは「指定施設」と、同条第二号中「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」と、同条第三号並びに第五条第三号及び第四号中「博物館」とあるのは「指定施設」と読み替えるものとする。

(委任)

三 私立博物館にあつては、法人であることを証する書面  
(実地調査等)

第四条 教育委員会は、法第十二条に規定する登録要件の審査又は法第十四条第一項の規定による登録の取消にあたり、必要があるときは実地調査を行い、又は学識経験者若しくは専門職員の意見を徴することができる。

2 前項の規定により、職員が実地調査をする場合においては、その身分を示す証票(別記第四号様式)をけい帶し、関係人にこれを提示しなければならない。

(登録通知)

第五条 法第十二条の規定により、教育委員会が当該登録申請者に通知する博物館登録原簿登録通知は、別記第五号様式によるものとする。

(公示)

第八条 次の各号の一に該当する場合においては、教育委員会は、その旨を千葉県報に公示しなければならない。

一 法第十二条の規定により登録したとき。

二 法第十四条第一項の規定により登録の取消をしたとき。

三 法第十五条第二項の規定により登録のまつ消をしたとき。

(登録事項等変更の届出)

第六条 法第十三条第一項に規定する登録事項等の変更の届出は、別記第六号様式により、そのつど行うものとする。

(廃止の届出)

第七条 法第十五条第一項に規定する博物館廃止の届出は、別記第七号様式によるものとする。

第十二条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項は、教育長が定める。